# 京都府立大学学術報告公共政策

第8号

#### 目 次

#### [論 女]

ーオレゴン州ポートランド都市圏を事例に <del>-</del>					
	ЛП	勝	健	志	 (1)
洪水災害対応策での中央地方関係に見られる日本の	行政の作動様式				
<ul><li>一由良川流域における京都府内の4市の 地域防災力強化施策の比較分析から一</li></ul>	松	岡	京	美	 (23)
地域社会の持続可能性と共創型環境ガバナンスの権 一琵琶湖地域の環境史と地域環境 NPO の展開プ		. 田	浩	資	 (47)
環境 NPO 会員の入会理由と参加の様態					
一NPO 法人「気候ネットワーク」を事例として-		添	史	郎	 (63)
	量	田	陽	介	
	T	岡	俊	_	
	野	田	浩	資	
地方・地域の発展のために	大	島	和	夫	 (79)
わが国の高等教育におけるシティズンシップ教育の	)必要性と実際杉	岡	秀	紀	 (129)
高齢者の「生きがい」についての研究(第Ⅱ部) 一共分散構造モデルによる関連要因の影響度分析	f— ······	. 村	幸	推	 (145)

## 京都府立大学

京都府大学報·公共 Sci. Rep. Kyoto Pref. Univ., Pub. Pol.

#### 京都府立大学学術報告投稿規則

1968. 8. 6制定 1991. 8. 29改正 1997. 7. 11改正 2000. 10. 10改正 2002. 10. 10改正 2005. 6. 20改正 2008. 4. 1改正 2009. 5. 8改正 2010. 5. 19改正 2011. 9. 29改正 2012. 10. 18改正 2013. 7. 22改正 2013. 10. 24改正 2015. 6. 11改正

#### (趣旨)

第1条 この規則は京都府立大学学術報告(以下「学術報告」という。)への投稿に必要な 事項を定めるものとする。

#### (発行形態)

第2条 学術報告は「人文」、「公共政策」、「生命環境学」の3分冊で刊行する。

#### (発行回数)

第3条 発行は、年1回12月に発行する。ただし、学術報告委員会(以下「委員会」とい

- う。)が必要と認めた場合には、臨時に発行することができる。
- 2 臨時に発行する場合の投稿規則は、委員会が別に定める。

#### (投稿資格)

- 第4条 学術報告に投稿できる者は次のとおりとする。
  - (1) 本学の常勤教職員
  - (2) 本学の退職教職員で、本学常勤教員の推薦がある者
  - (3) 本学の非常勤講師(本務校のない者に限る)で本学常勤教員の推薦がある者
  - (4) 本学と締結した国際交流協定等に基づき外国の大学等から派遣され、講義を受け持っている教員または研究者
  - (5) 本学の大学院在籍者で、本学常勤教員の推薦がある者
  - (6) 本学の卒業生(本務校のない者に限る)で、本学常勤教員の推薦がある者
  - (7) 本学常勤教員の指導を受ける研究員で、本学常勤教員の推薦がある者
  - (8) その他、委員会が適当と認めた者
- 2 共著論文の場合は、本学常勤教員を代表者とし、学内外の共同研究者(学部生を除く)を共著者とすることができる。

#### (原稿の種類)

- 第5条 学術報告に掲載する原稿(以下「論文等」という。)は、次の各号による内容とし、 その内容が学問の分野の見地から興味があり、かつ有意義なものに限る。
  - (1) 他誌に未掲載の学術論文 (原著論文)
  - (2) 総説:研究・技術動向に関する評論・解説
  - (3) 研究ノート:研究の中間報告、実践的事例研究、調査報告、覚書、新しい研究方法についての報告及び有益な資料の紹介等

(4) 委員会が適当と認めたもの

(使用言語)

- 第6条 使用言語は次のとおりとする。
  - (1) 日本語
  - (2) 英語
  - (3) ドイツ語
  - (4) フランス語
  - (5) 中国語
  - (6) 朝鮮語
  - (7) その他、委員会が認めた言語

(投稿原稿の数)

第7条 投稿は1人1編とする。ただし、共著者の場合で代表者以外であればこの限りでない。また、「人文」「公共 政策」においては、第5条に規定する原稿の種類を異にする時に限り、単著であっても2編まで複数投稿を認める こととし、委員会が認めた場合に限り採択する。

(原稿の制限)

- 第8条 本文、要旨、図、表、謝辞を含め刷り上り総ページ数を次のとおりとする。
  - (1) 学術報告 人文 60ページ以内
  - (2) 学術報告 公共政策 60ページ以内
  - (3) 学術報告 生命環境学 30ページ以内
- 2 前項の制限を超える原稿は、委員会が認めた場合に限り採択する。

(原稿の作成)

- 第9条 原稿の作成は、別に定める「学術報告作成要領」により作成する。
- 2 原稿はワードプロセッサーを使用して作成したものとする。

(原稿の提出)

第10条 印字原稿(図表、写真を含む。)及びCD等デジタルデータ原稿(原則として図表、写真を含む。)に別紙「京都府立大学学術報告投稿票」を添付し、所属の学術報告委員(以下「委員」という。)に提出する。

(原稿提出の締切)

- 第11条 原稿締切日は毎年10月1日とする。
- 2 前項の提出日が土曜日又は日曜日の場合は、直後の月曜日を提出日とする。

(原稿の採択)

- 第12条 委員会は、予算の範囲内において原稿を採択し、登載順序を決める。ただし、委員会が必要と認めたときは、 予算の範囲内を超えて原稿を採択することができる。
- 2 委員会は、採択した原稿についても、字句の修正を求めることがある。

(受理年月日)

- 第13条 採択した論文等には受理年月日を明記する。
- 2 受理年月日は、委員が原稿を受け取った年月日とする。

(校正)

- 第14条 校正は投稿者校正とする。
- 2 校正回数は、原則として2校で校了とする。
- 3 校正期間は、初校は5日以内、2校は2日以内とする。投稿者不在の場合は、代理校正者を定め、委員会に届けなければならない。
- 4 校正の際、内容、文章の訂正をすることはできない。
- 5 note added in proof は論文の末尾におくことができる。

(経費の負担)

- 第15条 掲載に要する経費は委員会予算によるものとする。ただし、経費の総額が予算を超過したときは、次により負担するものとする。
  - (1) 制限ページ数を超過した場合の印刷経費、カラー印刷等特殊な印刷を希望する場合の製版経費を投稿者負担

とする。

(2) 前号の負担額を控除してもなお予算額を超過する場合は、超過額をページ数 (制限ページを超過した場合は制限ページ数) で按分して算出した額を投稿者負担とする。

#### (別刷の贈呈)

- 第16条 別刷は1論文につき、50部を贈呈する。
- 2 前項の部数を超えて希望する場合の経費は、投稿者の負担とする。

#### (著作権等)

- 第17条 掲載された論文等の著作権は著者に帰属する。
- 2 採択された論文は「京都府立大学学術報告」として出版するとともに、電子化し、委員会が適切と認めるネットワーク上・電子メディア等において公開することができる。

#### (不正行為等への対応)

- 第18条 論文等に「京都府立大学における研究活動上の不正行為等への対応に関する規定」中に定義された「研究活動上の不正行為等」があってはならない。
- 2 委員会は、掲載された論文等に「研究活動上の不正行為等」が認められた場合は、関連分野の『京都府立大学学術報告』などにおいてそれを公表し、当該論文等の採択を取り消すなどの措置をとることができる。また、委員会は、掲載前に「研究活動上の不正行為等」が明らかになった場合には、当該論文等を掲載対象から除外するなどの措置をとることができる。

#### (規則の改廃)

第19条 この規則改廃は委員会が行う。

#### 附則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の学術報告から適用する。
- 2 この規程は、平成21年5月8日から施行し、平成21年度の学術報告から適用する。
- 3 この規程は、平成22年5月19日から施行し、平成22年度の学術報告から適用する。
- 4 この規程は、平成23年9月29日から施行し、平成23年度の学術報告から適用する。
- 5 この規程は、平成24年10月18日から施行し、平成24年度の学術報告から適用する。
- 6 この規則は、平成 25 年 7 月 22 日から施行し、平成 25 年度の学術報告から適用する。
- 7 この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成26年度の学術報告から適用する。
- 8 この規則は、平成27年6月11日から施行し、平成27年度の学術報告から適用する。

#### 京都府立大学学術報告委員会 ── 公共政策部門

委員長 田中和博 中村佐織 (公共政策学部) 中村佐織 (公共政策学部) 野田浩資 (公共政策学部) 田所祐史

### 京都府立大学学術報告 公共政策 第8号

平成 28 年 12 月 25 日 印刷 平成 28 年 12 月 25 日 発行 【非売品】

編集兼発行者 京都府立大学学術報告委員会

発 行 所 〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5 京 都 府 立 大 学

印 刷 所 〒600-8047 京都市下京区松原通麸屋町東入 (株) 田 中 プ リ ン ト

TEL (075) 343-0006 FAX (075) 341-4476

All communications intended for this report shoud be addressed to the Editor of *The Scientific Reports of Kyoto Prefectural University: Public Policy*, Kyoto Prefectural University, Shimogamo, Kyoto, 606-8522, Japan

## THE SCIENTIFIC REPORTS OF

### KYOTO PREFECTURAL UNIVERSITY

#### PUBLIC POLICY

No. 8

2016 · 12

#### **CONTENTS**

[Articles]	
New Federal Grant for Public Transportation in the United States and Sustainable Urban Transport Management	
Case Study of Portland Metropolitan Area in Oregon	
······ Takeshi KAWAKATSU ····· ( )	1)
The Administrative Behavior between the Central Government and Local Governments on the Countermeasure of a Flood Disaster in Japan : A Comparative Analysis of the Enhanced Local Disaster Prevention Power of 4 cities in the Yura Basin in the Kyoto Prefecture	
······ MATSUOKA, Kyomi ····· ( 2	23)
Community Sustainability and Construction process of Collaborative	
Governance: An Environmental History of the Lake-Biwa Region and the Development Process the Local Environmental NPO	
NODA, Hiroshi (4	ļ7)
Environmental NPO Members' Purpose of Entry and Mode of Participation	
: A Case Study of KIKO NETWORK	
······················YAMAZOE, Shiro ··········· (6	33)
TOYOTA, Yosuke	
HIRAOKA, Shunichi	
NODA, Hiroshi	
For the Internal Development of Region	
Kazuo OSHIMA (7	70 )
	5)
Necessity and Case studies of citizenship education for higher education in Japan	20)
	43)
A Study on " <i>Ikigai</i> " (Life Worth Living) of the Elderly People (II): Analysis of Factors related to " <i>Ikigai</i> " by Covariance Structure Model	
······ Yukio OKUMURA ····· (14	45)

KYOTO PREFECTURAL UNIVERSITY JAPAN